

(仮称)流域治水シンポジウム 企画運営等業務

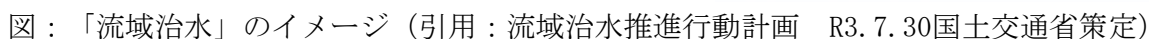
業 務 仕 様 書

**令和7年9月
岩 手 県**

本業務に関する留意事項

(仮称) 流域治水シンポジウム企画運営等業務

県民及び企業に対して、「流域治水」を知ってもらい、流域治水への協働を働きかけること。



このため、県では河川改修等のハード対策を実施し、令和7年度に事業が完了する予定である。事業完了を契機に、過年度の災害を継承するとともに、県民に対して水災害を自分事として捉えるように図ること。

3 委託期間

契約締結の日から令和8年3月20日(金)まで

4 予算額

4,026千円以内(税込)

5 仕様等

本業務の内容は、次のとおり。

(1) (仮称) 流域治水シンポジウムの企画運営

趣旨	平成28年台風第10号災害における二級河川小本川等の河川改修事業は令和7年度に完了する見込みであり、大規模なハード対策が完了することから、県民に「流域治水」の取組の周知及び水災害の「自分事化」を図るもの。
業務	平成28年台風第10号災害と流域治水をテーマにした、(仮称) 流域治水シンポジウムを開催する。イベントの企画構成や実施等は県の対応を予定している。 [規格等] 実施予定時期：令和7年12月14日(日)13時00分～15時00分 主催・共催：(主催) 岩手県・岩泉町流域治水協議会 (共催) 流域治水オフィシャルサポーター 場 所：岩泉町民会館 開催方法：集合及び県公式 youtube アカウントでのアーカイブ配信 参加規模：関係者約100人と一般参加約100人の計200人程度を想定 実施内容案：基調講演、取組紹介、パネルディスカッション等 [内容] (1) 準備段階 ・ 開催周知チラシの作成 (A4 サイズ両面、カラー・モノクロ、印刷部数は3,000部、納品先は県土整備部河川課) ・ 新聞や情報誌等への広告掲載による開催情報の周知 (掲載予定時期は11月下旬～12月上旬) ・ 会場レイアウトの作成 (音響照明設備は施設備え付けの機器による対応を予定。) ・ 司会者の招聘 (選定、出演交渉、必要経費の支払い) 会場を盛り上げることが期待でき、本県にゆかりがあり集客力(特に若年層に対して)の高い人物を選定の上、事前に県に協議し承諾を得ること。

	・ 気象予報士の招聘（選定、出演交渉、必要経費の支払い） 「平成 28 年台風第 10 号と近年の気候変動」をテーマに講演が可能であり、集客力（特に若年層に対して）の高い人物を選定の上、事前に県に協議し承諾を得ること。 (2) 当日対応 ・ 会場の設営及び撤去（ただし、座席は会場管理者で設営及び撤去を想定している。） ・ 司会及びイベントの進行管理 (3) 記録 ・ 県の指示により、本シンポジウムの実施状況について、広報及び記録用の写真及び動画を撮影すること。 ・ イベント終了後に県公式 youtube アカウントで本シンポジウムを配信するため、動画編集等を行うこと。 (4) 関係団体との調整 ・ 実施に際して必要となる会場管理者ほか関係団体等との調整を行うこと。 以上に掲げる業務のほか、本催事の実施に関し必要な業務を行うこと。
--	---

(2) 「流域治水」啓発ポスターの作成

趣旨	県民及び企業向けに、流域全体のあらゆる関係者が協働して取り組む「流域治水」への参画を促し、水災害の「自分事化」につなげようとするもの。	
業務	「流域治水」を効果的に周知できるポスターをデザイン制作・印刷すること。 ・ ポスターのデザイン制作・印刷 ・ 県・関係機関等との内容調整 ・ 成果物納品（納品先は県） ・ その他必要な事項	
規格	納品予定時期	令和 8 年 1 月～令和 8 年 2 月（提示期間に期限は設けない。WEB 掲載の予定あり。）
	サイズ等	B 2 判、片面、カラー、コート 135kg、縦
	制作枚数	200 枚
	掲示場所	県内の官公庁内や公共施設及び企業等
	企画内容イメージ	「流域治水」を知らない県民及び企業に対して、多くの人の目に留まり、「流域治水」に親しみをもてるようなポスターを企画すること。

6 留意事項

- (1) 事業が完了した時は、速やかに事業完了報告書を作成し、関係書類を添えて県へ提出すること。完了報告書は紙媒体1部及び電子媒体2部とする。
- (2) 受託者は、委託業務を誠実に遂行するものとし、本業務の準備あるいは実施に際して、随時、県と協議すること。
- (3) 契約に際しては、企画提案の内容及びその後の協議に応じて仕様を変更することがあること。

7 契約に関する条件等

- (1) 再委託等の制限
 - ① 受託者は、本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
 - ② 受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができる。この場合、事前に再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、再委託先に対する管理方法等必要事項を県に対して書面で報告しなければならない。
- (2) 業務履行に係る関係人に関する措置要求
 - ① 県は、本業務の履行につき、著しく不相当と認められるときは、受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
 - ② 県は、(1)②により受託者から委託を受けた者で本業務の履行につき著しく不相当と認められるときは、受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
 - ③ 受託者は、①あるいは②による請求があったときは、当該請求に係る事項について必要な措置を講じ、その結果を、請求を受けた日から10日以内に、県に対して書面で提出しなければならない。
- (3) 機密の保持
受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示、漏えいしてはならない。契約終了後もまた同様である。
- (4) 個人情報の保護
受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護等に関する条例（令和4年12月22日岩手県条例第49号）を遵守しなければならない。